

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

◆社会情勢の変化

近年、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護が重なる「ダブルケア」、子どもが家族の世話を担う「ヤングケアラー」、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。こうした課題は、既存の相談窓口や単一の制度だけでは対応しきれないことも多く、「制度の狭間」にこぼれ落ちてしまう人々をいかに支えていくかが課題となっています。

また、単身世帯の増加やプライバシー意識の変容、さらにはライフスタイルの多様化など、社会構造は大きな変化を遂げています。これに加え、コロナ禍の長期化により、従来より課題となっていた地域のつながりの希薄化が進み、コミュニティ機能や見守りの目が弱まったことで、孤独・孤立の問題が顕在化しています。

加えて、世界的な原材料価格の高騰や円安を背景とした物価高は、家計を圧迫して困窮に拍車をかけているだけでなく、生活全般に対する長期的な不安を増幅させる要因となっています。

◆中央区の動向

本区では、令和2(2020)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画2020」に基づき、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これは、地域住民が「支え手」「受け手」という関係を超え、地域課題を「我が事」として捉えて解決に参画し、世代や分野を問わず人や資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともにつくっていくことを目指すものです。

令和6(2024)年3月には、計画前期(令和2年度～5年度)の終了にあたり、これまでの取り組みの成果を検証するとともに、法改正への対応や感染症の流行といった新たな課題を整理し、計画の見直しを行い、後期(令和6年度～8年度)における施策の実効性をより一層高めました。

この間、国において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、本区においても移行準備事業を実施しました。本計画の見直しにあわせ、新たに「中央区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和6(2024)年4月より同事業を本格的に実施しています。

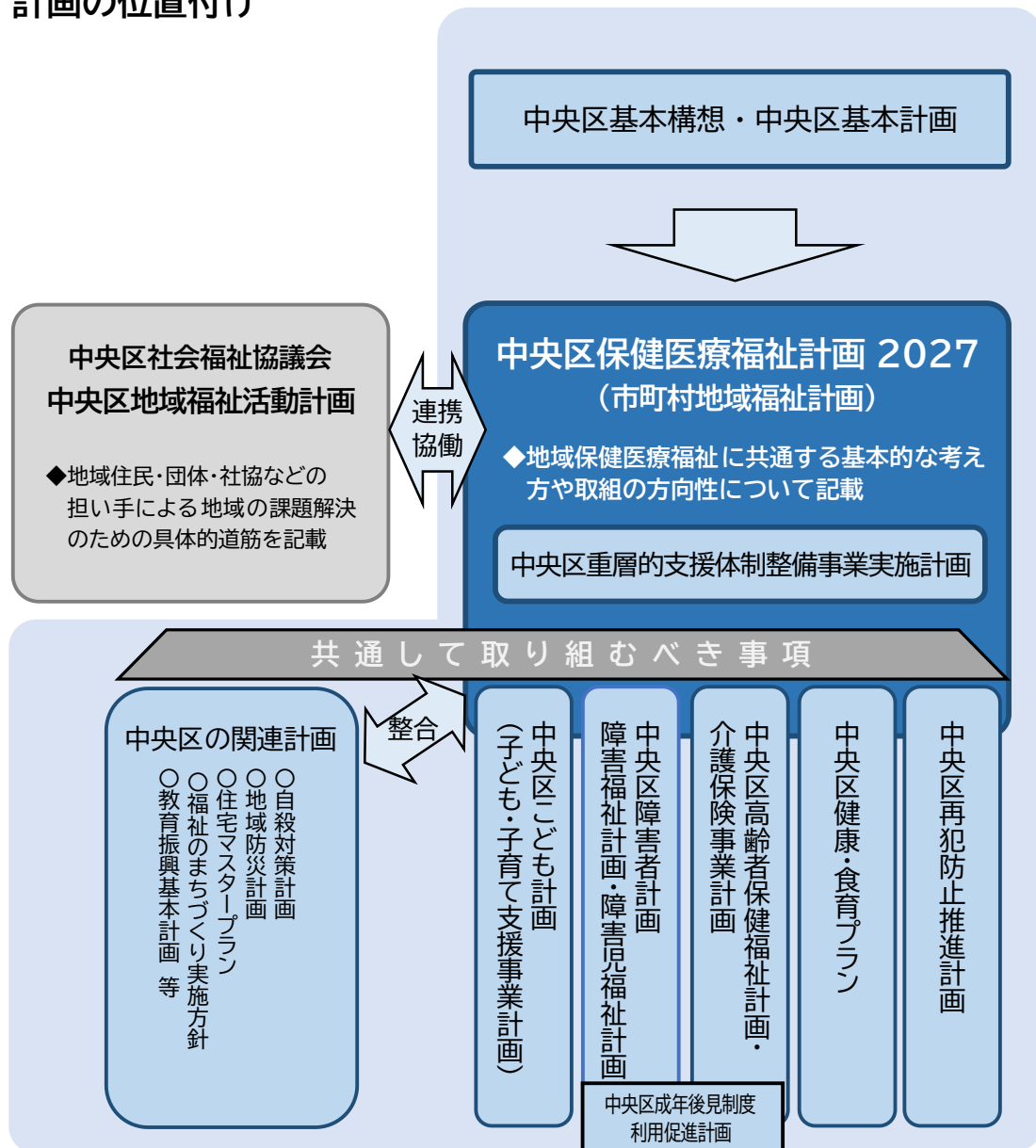
また、本区は、令和8(2026)年度に区制施行 80 周年を迎えました。人口においては、臨海部を中心とした大規模な住宅整備や高い水準にある合計特殊出生率を背景に、令和 7 年(2025)度には 19 万人を超え、20 万人という新たな局面を目前に控えています。本区がこうした大きな節目を迎える中、これまでの歩みを大切に受け継ぎつつ、住民一人ひとりが尊厳を持ち、住み慣れた地域で共に支え合いながら暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

◆計画策定の目的

従来 of 地域課題に加え、複雑化・複合化する課題や社会情勢の変化に伴い顕在化した課題に対応するため、中央区の保健医療福祉の指針となる「中央区保健医療福祉計画 2027」を新たに策定します。本計画は、前計画の基本理念を継承しつつ、これまでの取り組みの成果を最大限に活用し、施策の一層の充実を図ることを目的としています。

2 計画の位置付け・期間・策定体制

(1) 計画の位置付け



- 本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を上位計画とします。
- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、また同法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。
- 本区の「子ども計画(子ども・子育て支援事業計画)」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康・食育プラン」および「再犯防止推進計画」といった福祉分野の各個別計画の上位計画であり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込んだ保健・医療・福祉の総合計画とします。
- 本計画は、国、東京都および区の関連計画と整合を図っていきます。
- 中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるため、相互に連携・協働することにより、一体的に地域福祉施策を推進していきます。

(2) 計画の期間

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
中央区基本計画	基本計画2018			基本計画2023					基本計画2028（予定）				
中央区保健医療福祉計画 （地域福祉計画）	前期				後期			前期		後期			
	第5次2020（2020～2026年）							第6次2027（2027～2032年）					
中央区障害者計画（6年）・ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画（3年）	障害者計画	障害者計画						障害者計画					
	第5期 第1期	第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期		第9期 第5期			
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（3年）	第7期	第8期			第9期			第10期		第11期			
中央区こども計画 （子ども・子育て支援事業計画） （5年）	第2期					こども計画 （第3期子ども・子育て支援事業計画）				・・・			
中央区健康・食育プラン （12年）	プラン2013				プラン2024								
中央区再犯防止推進計画 （計画期間未定）						再犯防止推進計画（計画期間未定）							
中央区社会福祉協議会 中央区地域福祉活動計画 （6年）	第1期	第2期						第3期					

- 本計画の期間は、令和9(2027)年度から令和14(2032)年度までの6年間です。
- 令和11(2029)年度に中間期の見直し、令和14(2032)年度に改定を行います。

(3) 計画の策定体制

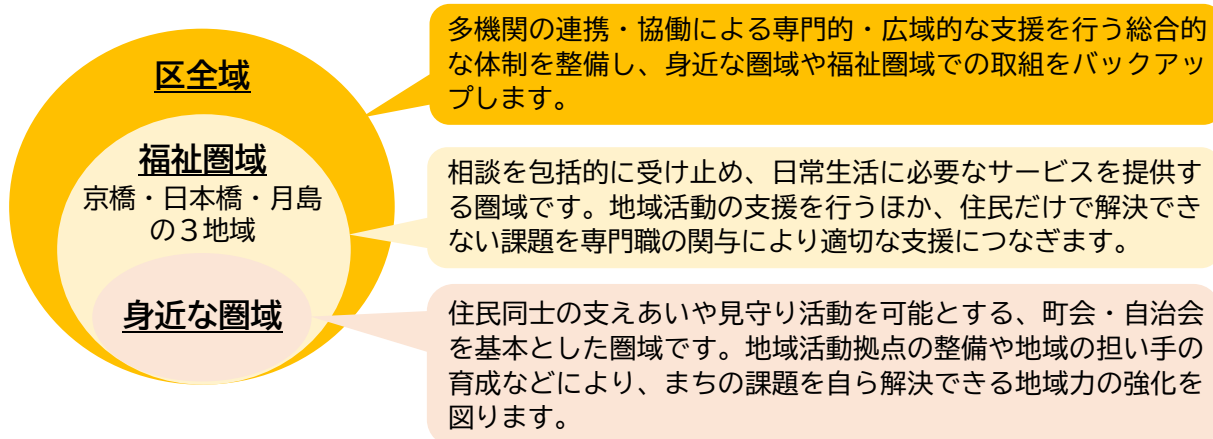
- ①中央区保健医療福祉計画推進委員会
- ②相談支援機関、地域活動団体等アンケート調査
- ③中央区保健医療福祉計画推進委員会意見交換会
- ④パブリックコメントの実施

実施内容にあわせて、
記載していきます。

3 計画の推進体制

(1) 圏域について

本計画の推進にあたっては、「区全域」、「福祉圏域」、および「町会・自治会を基本とする身近な圏域」の3層からなる圏域を設定し、各圏域に応じた機能や環境整備を効果的に行っていきます。



(2) 進行管理について

施策体系等の決定後、
記載していきます。